

令和4年1月31日

お客様 各位

FVジャパン株式会社

## 『仙台赤十字病院アメニティカード』の終了と払戻しのお知らせ

平素は弊社のプリペイドカードをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社発行の『仙台赤十字病院アメニティカード』は令和4年1月31日の発行及びチャージ終了をもちまして、令和4年2月末に廃止する事となりました。

つきましては 令和4年2月より 病室TVや冷蔵庫及びランドリーは 別途ご案内する『パースジャパン社・新カード』でご利用頂きますようお願い致します。

尚、仙台赤十字病院アメニティカードは令和4年2月末迄は弊社自販機で利用できますが令和4年3月1日以降はご利用できなくなります為、弊社カードをお持ちの方は『資金決済に関する法律20条第1項』に基づき下記の方法で弊社カードの残高を払戻し致します。

### 記

1. **払戻の対象**；仙台赤十字病院の病室テレビや自動販売機等でご利用頂いていた弊社（FVジャパン社）発行の仙台赤十字病院アメニティカード

2. **お申出期間**；令和4年3月1日～令和4年5月31日  
※期間内に申し出されない場合は本払戻し手続きから除斥され払戻しができなくなる場合がありますので、ご注意願います。

3. **お申出方法** ※次のいずれかの手順にてお申出下さい。

#### ①精算機での申出方法

上記の期間内に仙台赤十字病院の1階のカード精算機にて弊社発行の仙台赤十字病院ICカードの残高精算（払戻手続き）頂くことで申出と致します。

#### ②郵送による申出方法

- 1) 上記のお申出期間内の平日10時～17時に下記の担当窓口までご連絡下さい。
- 2) 弊社より お申出用紙と切手を添えた返信用封筒をお送りします。
- 3) その用紙に必要事項をご記入の上、ICカードと一緒に下記担当窓口の渡辺宛に上記②の返信用封筒でご郵送して下さい。（令和4年5月31日の消印まで有効）

#### 4. 払戻し方法

- ①お申出期間内に仙台赤十字病院の1階精算機で現金による払戻を致します。
- ②上記のお申出期間終了後、弊社審査の上、お申出用紙に記載頂いた宛先に郵便小為替でご郵送致します。尚、当該カード残高は10円単位に切上げて払戻致します。

5. **担当窓口**；FVジャパン株式会社 事業企画管理部 カード担当 渡辺克己  
住 所；〒170-6019 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 19階  
電 話；090-8806-5965 ※受付時間 平日の10時～17時（土日、祝日は休み）

以上

【対象のカード】

